

障害福祉サービス共通評価基準〔注釈／各シート共通〕

注1) 着眼点数とABC区分

チェックした着眼点数の区分はA・B・Cの3区分として、以下に示す状況であることを表す。

Aは、1つの小項目に含まれる着眼点の内、チェックが70%以上についていることを示す。

Bは、1つの小項目に含まれる着眼点の内、チェックが20%以上70%未満についていることを示す。

Cは、1つの小項目に含まれる着眼点の内、チェックが20%未満についていることを示す。

※1つの小項目に含まれる項目数とチェックした数との関係

着眼点数 チェックした数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	…
0の場合	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C
1項目の場合	A	B	B	B	B	C	C	C	C	C
2項目の場合		A	B	B	B	B	B	B	C	C
3項目の場合			A	A	B	B	B	B	B	B
4項目の場合				A	A	B	B	B	B	B
5項目の場合					A	A	A	B	B	B
6項目の場合						A	A	A	B	B
7項目の場合							A	A	A	A
8項目の場合								A	A	A
9項目の場合									A	A
⋮										A

チェックした着眼点数の区分は、用意された着眼点の内、いくつチェックがついたかということ、
「A」、「B」、「C」の区分で表す意味があり、この区分により、サービスの良し悪しを判断するものではありません。

ですから、「A」が多いからといって必ずしも良いサービスを行っているという結果に直結するものでなく、逆に「C」が多いからといってサービスレベルが低いということに直結するものでもありません。事業所によっては、着眼点にないような独自のサービスを実施しているといったことも十分あり得ます。

この共通サービス評価では、「A」が多ければ一定のレベルには達していると推測することができる、という意味を表すものです。

注2) コメント欄への記載

「コメント」欄には、以下の事項について記載してください。

- ① 改善を要すると思われる点および改善案の有無等
- ② 施設・事業所等の性格上、「非該当」になる項目や着眼点がある場合は、その理由
(着眼点の中で非該当としたものがある場合は、何番目の着眼点为非該当であることを明確に記入のこと。)
- ③ 施設・事業所独自のユニークなサービス、取り組みの有無等

サービス改善計画書

策定日： 令和8年2月18日

事業・サービス名： 就労移行支援

施設・事業所名： 滋賀県立むれやま荘

自己評価項目	評価結果	問題点・課題	改善内容と目標	時期と期間	責任者	備考 (必要な予算等)
3-(5)-②-1 3-(5)-②-2		現在までで作業服を必要とする機会がなく、課題として上がっていなかった。	自治会を通して話し合い、必要性があれば来年度準備していく。	令和8年度中	サービス管理責任者および就労移行支援担当者 サービス管理責任者および総務課職員	
3-(5)-④-4		危険を伴う作業については防具を装着するなど配慮を行っているがマニュアルまで整備していない	マニュアルを作成する。	令和8年度中		

--	--	--	--	--	--	--	--